

各論

第4編 社会福祉の増進

第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

第1節 社会福祉施設の整備と運営

1 概況

社会福祉施設とは、老人、児童、心身障害者等の社会生活を営む上で様々なハンディキャップを負っている人々を援護する目的で設置されている施設の総称である。

社会福祉施設をそれぞれの法制ごとに大別すると、保護施設、老人福祉施設、身体障害者更生援護施設、婦人保護施設、児童福祉施設、精神薄弱者援護施設、母子福祉施設等の施設に区分することができる。これらの社会福祉施設は、更に対象者の福祉に欠ける状態の程度、性質に応じその形態が細分化されているが、ここでは、全体としてながめた社会福祉施設の整備と運営の概況を見てみることにする。

社会福祉施設は、第4-4-1表のとおり55年10月1日現在、全国に約4万か所あり、その入所(利用)定員は約260万人、現に入所(利用)している者は約240万人、職員数は約55万2,000人となっている。

第4-4-1表 社会福祉施設、定員、現在員及び従事者数

第4-4-1表 社会福祉施設、

定員、現在員及び従事者数

(単位：か所、人)

	施設数			定員		現在員						従事者数		
	総数	公営	私営	総数	公営	私営	総数	公営	私営	総数	公営	私営		
総数	41,931	26,722	15,209	2,522,791	1,442,408	1,080,383	2,338,078	1,286,558	1,051,520	499,449	259,117	240,332		
保護施設	347	137	210	22,141	8,815	13,326	20,729	7,189	13,540	5,502	1,843	3,658		
老人福祉施設	3,354	1,626	1,728	163,379	57,901	105,478	157,425	53,788	103,637	64,093	21,460	42,631		
身体障害者更生援護施設	530	142	388	25,231	6,084	19,147	21,716	3,929	17,787	12,921	3,045	9,876		
婦人保護施設	58	29	29	2,156	710	1,446	930	119	811	519	221	298		
児童福祉施設	31,980	21,028	10,952	2,239,643	1,354,352	885,291	2,077,583	1,210,116	867,467	379,542	218,189	161,353		
うち保育所	22,036	13,311	8,725	2,136,728	1,321,677	815,051	1,996,082	1,188,340	807,742	282,285	169,213	113,072		
精神薄弱者援護施設	723	100	623	47,213	7,146	40,067	45,203	6,507	38,696	21,555	3,385	18,170		
母子福祉施設	75	16	59	1,696	232	1,464	—	—	—	503	119	384		
その他の社会福祉施設	4,864	3,644	1,220	21,332	7,168	14,164	14,492	4,910	9,582	14,814	10,855	3,959		

資料：厚生省統計情報部「社会福祉施設調査」

- (注) 1. 保護施設からは、医療保護施設の定員、現在員、従事者数は除いている。  
 2. 児童福祉施設からは、助産施設、母子寮の定員、現在員は除いている。  
 3. その他の社会福祉施設からは、無料低額診療施設の定員、現在員、従事者数は除いている。  
 4. 定員、現在員、従事者数の総数からも、上記1～3の施設は除いている。

社会福祉施設の整備については、今日までその基盤となる整備が進んできているが、今後は、施設の種別に応じてなお不足しているものの整備や地域的な格差を解消する必要が残っており、都道府県段階において地域の実情に即した、きめ細かな整備計画を策定し、均衡のとれた計画的な整備を図る必要がある。

社会福祉施設の運営については、入所(利用)者の処遇と運営に当たる職員の確保と資質の向上が重要である。このため、毎年、職員の給与その他の勤務条件の改善等の施策の充実を図っている。

厚生白書(昭和56年版)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

## 各論

### 第4編 社会福祉の増進

#### 第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

##### 第1節 社会福祉施設の整備と運営

##### 2 社会福祉施設の整備

###### (1) 整備状況

社会福祉施設の年次推移は、第4-4-2表のとおりである。施設数は全体としてかなり増加しており、なかでも、老人福祉施設、精神薄弱者援護施設及び重度の身体障害者の施設の伸びが大きい。これを更に詳しくみると、特別養護老人ホームが50年の539施設(定員4万1,606人)から5年後の55年には、1,031施設(定員8万385人)へ、同期間に、精神薄弱者授産施設が107施設(定員5,935人)から208施設(定員1万715人)へ、また、身体障害者療養施設が36施設(定員2,404人)から109施設(定員7,073人)へ、重度身体障害者授産施設が43施設(定員2,436人)から79施設(定員4,848人)へとそれぞれ増加している。

第4-4-2表 社会福祉施設数の推移

第4-4-2表 社会福祉施設数の推移

	50年	51	52	53	54	55
総数	33,096 (100.0)	35,073 (106.0)	36,541 (110.4)	38,446 (116.2)	40,161 (121.3)	41,931 (126.7)
保護施設	349 (100.0)	344 (98.6)	343 (98.3)	342 (98.0)	344 (98.6)	347 (99.4)
老人福祉施設	2,155 (100.0)	2,350 (109.0)	2,524 (117.1)	2,755 (127.8)	3,056 (141.8)	3,354 (155.6)
身体障害者更生援護施設	384 (100.0)	409 (106.5)	420 (109.4)	460 (119.8)	484 (126.0)	530 (138.0)
婦人保護施設	60 (100.0)	60 (100.0)	60 (100.0)	60 (100.0)	59 (98.3)	58 (96.7)
児童福祉施設	26,546 (100.0)	27,876 (105.0)	28,837 (108.6)	29,924 (112.7)	30,967 (116.7)	31,980 (120.5)
うち保育所	18,238 (100.0)	19,054 (104.5)	19,794 (108.5)	20,604 (113.0)	21,381 (117.2)	22,036 (120.8)
精神薄弱者援護施設	430 (100.0)	459 (106.7)	510 (118.6)	565 (131.4)	635 (147.7)	723 (168.1)
母子福祉施設	60 (100.0)	65 (108.3)	68 (113.3)	66 (110.0)	69 (115.0)	75 (125.0)
その他の社会福祉施設	3,112 (100.0)	3,510 (112.8)	3,779 (121.4)	4,274 (137.3)	4,547 (146.1)	4,864 (156.3)

資料：厚生省統計情報部「社会福祉施設調査」

(注) 1. 各年10月1日現在である。

2. ( )内の数は、50年を100とした場合の指数である。

3. 50～55年のその他の社会福祉施設には、老人休養ホームを含む。

また、老人福祉センター等の利用施設の伸びも大きく最近の5年間で老人福祉センターが561か所から1,173か所へ、児童館が2,117か所から2,815か所へとそれぞれ増加している。

## (2) 整備費用

社会福祉施設の整備のための費用は、国及び地方公共団体の補助金のほか、特別地方債や社会福祉事業振興会からの融資並びに公営競技の益金の一部等により賄われている。

国は、地方公共団体や社会福祉法人等が施設を整備する場合に、原則としてその整備費の2分の1を補助しているものであり、55年度の国庫補助額は約649億円である。

都道府県においては、施設設置者に対して整備費の4分の1に相当する金額を補助している。

融資面では、地方公共団体が社会福祉施設等を整備しようとする場合に年金積立金の還元融資の一環として実施されている特別地方債があるほか、民間社会福祉施設の整備については、社会福祉事業振興会による融資が行われている。社会福祉事業振興会による融資の貸付条件は、年利4.6%、無利子期間2年以内、償還期間最長20年となっている。その貸付原資は、政府出資金と資金運用部借入金で賄われており、55年度においては362億円である。

このほか民間社会福祉施設の整備費として、55年度においては日本自転車振興会及び日本小型自動車振興会から約135億円、日本船舶振興会から約72億円、お年玉賀葉書寄付金から約2億2,700万円の助成が行われている。

## (3) 施設の改善

戦前又は戦後の早い時期に設置された木造の社会福祉施設で著しく老朽化しているものについては、入所者の処遇上からもその整備が急がれている。国では、38年度から、老朽化した民間社会福祉施設の整備につ

いて補助金を優先的に交付するとともに、法人負担分について無利子融資の措置を講じてきており、更に53年度からは、この融資の元金についても一部返済免除を行い、改築の促進を図っている。

社会福祉施設の整備に当たっては、その量的な整備の促進や老朽建物の改善のみでなく、施設内容の面での改善も進めていく必要があり、53年度に重度身体障害者授産施設等5種類の施設について国庫補助面積を実情に沿うよう改定したのに引き続き、54年度には肢体不自由児施設等の5種類の施設、55年度には特別養護老人ホーム、身体障害者授産施設等の4種類の施設について国庫補助面積の拡大を行い、さらに56年度に特別養護老人ホームの改善を行った。これらの国庫補助面積の改善は、施設の新設の場合だけでなく、増改築に当たっても適用されることになっている。

#### 第4-4-3表 社会福祉施設の職員数の推移

第4-4-3表 社会福祉施設の職員数の推移(専任のみ)

	50年	51	52	53	54	55
総数	293,193	316,940	340,947	365,457	388,897	407,819
保護施設	3,811	4,042	4,341	4,662	4,897	5,088
老人福祉施設	33,716	38,751	43,668	47,946	53,101	58,494
身体障害者更生援護施設	6,543	7,573	8,109	9,424	10,295	11,451
婦人保護施設	305	323	335	339	342	339
児童福祉施設	230,463	246,757	262,982	279,233	293,888	303,727
うち保育所	182,172	196,613	210,618	225,000	238,381	247,498
精神薄弱者援護施設	10,871	12,073	13,936	15,507	17,532	19,828
母子福祉施設	289	287	276	298	256	287
その他の社会福祉施設	7,195	7,134	7,300	8,048	8,586	8,605

資料：厚生省統計情報部「社会福祉施設調査」

(注) 1. 各年10月1日現在である。

2. 保護施設からは医療保護施設を除いている。

3. 児童福祉施設からは助産施設を除いている。

4. その他の社会福祉施設からは無料低額診療施設を除いている。

5. 総数からも前記2～4の施設を除いている。

## 各論

### 第4編 社会福祉の増進

#### 第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

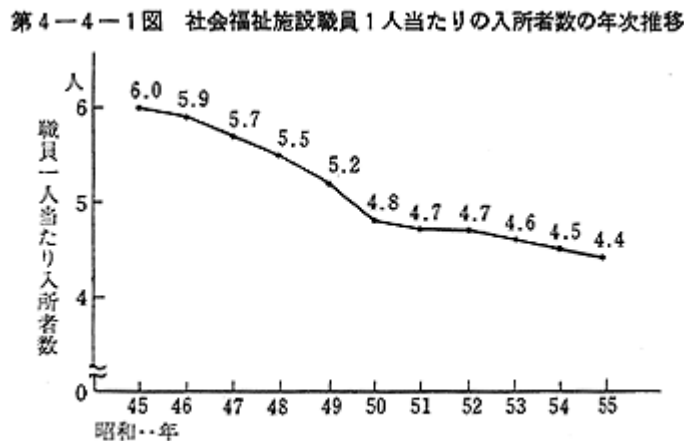
##### 第1節 社会福祉施設の整備と運営

##### 3 社会福祉施設の職員

### (1) 職員の現状

社会福祉施設で働く職員の職種は、施設長、生活指導員、児童指導員、職業指導員、保母、介助員、寮母、医師、看護婦、OT(作業療法士)、PT(理学療法士)、栄養士、調理員、事務員等と多種にわたっている。職員数の年次別推移は、第4-4-3表のとおりであり、50年から55年までの5か年間に約1.4倍の伸びを示している。このことは、施設数が増加しているほか、入所者処遇の充実及び職員の勤務条件の向上を図る見地から、毎年職員定数の改善が行われていることによるものである(第4-4-1図)。

第4-4-1図 社会福祉施設職員1人当たりの入所者数の年次推移



資料：厚生省統計情報部「社会福祉施設調査」

### (2) 職員の養成及び確保

生活指導員,保母,医療関係職員等の養成は,公・私立大学社会福祉関係学部,学科,養成所等において行われている。国では日本社会事業大学(東京)に社会福祉関係職員の養成を,また,全国社会福祉協議会に社会福祉事業従事職員研修(資格認定の講習会及び通信教育を含む。)の実施を委託し,職員の養成訓練に努めている。

### (3) 職員の処遇改善

社会福祉職員の給与については,毎年,一般職国家公務員に準じた引上げがなされているほか,職員の処遇について毎年必要な改善が図られている。56年度においては,職員の勤務時間の短縮を図るため,新たに業務省力化等勤務条件改善費を計上し,また,非常勤職員の賃金単価の引上げを行った。

このほか,民間社会福祉施設における職員の給与改善については,47年度より必要な財源措置を講じている。

民間社会福祉施設職員の処遇のため,社会福祉事業振興会が運営する退職共済制度があり,この概況については,第4-4-4表のとおりである。

第4-4-4表 社会福祉施設職員退職手当共済事業の概要

	50年	51	52	53	54	55
退職手当支給人員(人)	14,821	13,628	14,900	14,793	14,066	21,430
退職手当支給総額(千円)	2,603,215	2,968,755	4,009,861	4,417,482	4,878,807	8,042,229
加入者数(人)	112,005	125,153	140,244	156,253	169,100	182,463

厚生省社会局調べ

(注) 加入者数は年度当初

各論

第4編 社会福祉の増進

第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

第1節 社会福祉施設の整備と運営

4 社会福祉施設の運営

社会福祉施設の入所者は、おおむね生活保護法、老人福祉法、児童福祉法、身体障害者福祉法等の社会福祉関係法律の規定に基づく措置によるものである。これらの入所者の処遇に要する費用、すなわち、社会福祉施設の運営費は、いわゆる措置費として、上記各法律に基づいて公費負担が行われその負担割合は原則として国が10分の8、都道府県又は市が10分の2となっている。

社会福祉施設の運営費は、施設入所者の生活費を賄う事業費と施設職員の給与等人件費及び管理費を含む事務費からなっている。55年度の運営費の改善は年度当初の改善に加え、56年2月に、年度当初にさかのぼって施設職員の給与の改善に伴う事務費単価の引上げを行った(第4-4-5表)。

第4-4-5表 社会福祉施設運営費の推移

第4-4-5表 社会福祉施設運営費の推移(当初予算)

(単位:100万円)

年 度	51	52	53	54	55	56
総 数	438,904	517,835	575,377	631,204	687,274	728,532
保 護 施 設	8,030	9,654	11,307	11,854	13,249	13,851
老 人 福 祉 施 設	95,607	115,992	134,836	154,385	178,726	199,415
身体障害者更生援護施設	15,415	18,029	21,941	25,691	29,460	34,446
婦 人 保 護 施 設	1,154	1,331	1,503	1,580	1,662	1,719
児 童 福 祉 施 設	290,860	337,701	363,977	388,246	406,430	411,261
う ち 保 育 所	200,953	238,820	258,020	277,003	286,024	289,426
精神薄弱者援護施設	27,838	35,128	41,813	49,448	52,747	67,840

厚生省社会局及び児童家庭局調べ

(注) 上記金額はいずれも国庫補助ベースである。

56年度には、1)入所処遇の改善のために、一般生活費等の引上げをはじめ、各種の処遇費についても改善を行ったこと。2)施設管理費については、特別管理費及び除雪費等に所要の改善を行ったこと。3)身体障害者通所施設の定員増をはじめとして新たに脳性まひ者の歯科医療を確保するため、重度身体障害者授産施設等に歯科協力医療機関委託費、ねたきり老人のリハビリテーションを充実するため、特別養護老人ホームに機能回復訓練指導員雇上費を計上するとともに、母子寮の入所者保健衛生費、里親手当、重度加算費等について改善を図ったこと。



厚生白書(昭和56年版)

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

各論

第4編 社会福祉の増進

第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

第2節 福祉事務所及び福祉センター

1 福祉事務所

福祉事務所は、いわゆる福祉六法に定める援護、育成又は更生の措置に関する業務をはじめ、広く社会福祉全般にかかわる事務を行う第一線の総合的な社会福祉行政機関である。

社会福祉事業法により、都道府県、市及び特別区はその設置が義務付けられ、町村は任意設置とされている。55年6月1日現在、その総数1,162か所で、うち郡部を管轄する都道府県が設置するもの343か所、市及び特別区が設置するもの815か所、町村が設置するもの4か所となっている。福祉事務所は、都道府県、指定都市及び特別区にあっては、おおむね人口10万ごとに、また、指定都市以外の市及び町村にあっては、原則としてその区域を所管区域として設置することとされており、その現状は第4-4-6表のとおりである。

第4-4-6表 管内人口階級別福祉事務所数

第4-4-6表 管内人口階級別福祉事務所数(55年6月1日現在)

	総数	3万人未満	3万人以上5万人未満	5万人以上8万人未満	8万人以上10万人未満	10万人以上20万人未満	20万人以上30万人未満	30万人以上
総数	1,162	87	262	302	106	270	96	39
郡部	343	36	55	117	41	78	15	1
市部	819	51	207	185	65	192	81	38

厚生省社会局調べ

福祉事務所の職員は、所長、身体障害者福祉司、精神薄弱者福祉司、老人福祉指導主事、家庭児童福祉主事、査察指導員、現業員、家庭相談員、事務職員等により構成されており、55年6月1日現在の職員総数は4万4,875人である。

職員のうち、現業員や査察指導員等の専門職員については、法律等でその資格要件が定められており、資格認定講習会等の受講により無資格者の解消が図られている。

なお、援護等の措置を要する者に対し、面接、調査などの業務を行う現業員については、その定数基準が定められている。

## 各論

### 第4編 社会福祉の増進

#### 第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

##### 第2節 福祉事務所及び福祉センター

##### 2 福祉センター

---

福祉センターは、市町村が設置してその管理を市町村社会福祉協議会に委託することができる施設として、児童から老人に至るすべての地域住民に対し社会福祉その他住民の生活の維持向上のための場を与え、その福祉の増進を図ることを目的とする施設である。

41年度から年金積立金還元融資の対象に加えられ、55年度末において446か所が設置され、それに対して232億3,430万円の融資が行われている。福祉センターは、レクリエーション室、子供の遊び場、老人の憩いの場、図書室等の設備を設けて、地域住民に気軽に利用させるほか、民生委員等による各種の相談、教養、文化、レクリエーション及びクラブ活動等の場の提供、会議場及び結婚式場等の提供等各種事業を行っている。これとは別に地域における一般住民はもとより、児童、老人、心身障害児(者)等の相談に応ずる事業、ボランティア活動に関する事業、老人福祉センターを運営する事業等に応じられる多元的機能を有する施設の設置が強く要請されていることもあり、52年度から社会福祉協議会が設立する総合福祉センターに対して、社会福祉事業振興会の貸付けを行っている。

---

## 各論

### 第4編 社会福祉の増進

#### 第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

##### 第3節 民間社会福祉活動

###### 1 概説

近年の社会経済情勢の変動に伴い、福祉需要は複雑多様化して来ているが、人間性豊かな福祉社会を実現するためには、公的施策の充実とあいまって国民一人一人の社会連帯の精神に支えられた活力ある民間社会福祉活動の展開が不可欠である。

そのためには、地域福祉の組織化活動を進める社会福祉協議会、民生委員、共同募金会等が、それぞれの機能を強化し、緊密な連携のもとに一体となって民間社会福祉活動の推進に努める必要がある。また、社会福祉の中には地域住民の自主的活動によってはじめて効果を発揮する分野も少なくない。その意味においてボランティア活動は重要な機能を有するに至っている。

国としても、これらの民間活動が円滑に行われるよう、その自主性を損なわない範囲内で助成、奨励等を行って来ているところである。

各論

第4編 社会福祉の増進

第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

第3節 民間社会福祉活動

2 民生委員

民生委員は、地域住民の福祉向上のための相談、指導、調査等の自主的な活動や福祉事務所等の関係行政機関への協力活動を行う民間奉仕者である。民生委員は、豊かな人生経験と熱意を持った人々の中から、3年の任期で厚生大臣が委嘱することになっている。現在の定数は全国で約17万人である。

その具体的活動は、第4-4-7表にみられるように広範囲に及んでいるが、人口の過密・過疎現象、核家族化、高齢人口の増加等の社会経済情勢の変動に伴い、今後は、社会福祉協議会との密接な連携のもとに、民間福祉活動の中核として地域住民の福祉増進に一層活躍することが期待されている。

第4-4-7表 民生委員(児童委員)の活動状況

第4-4-7表 民生委員(児童委員)の活動状況(55年度)

活 動 日 数 (日)		12,352,525
訪 問 回 数 (件)		16,217,331
調連 査・絡 証 明 件 事 務 数	総 数	12,263,618
	調 査	3,789,146
	証 明 事 務	1,372,368
	施設団体、公的機関との連絡	2,992,588
	諸 会 合 行 事 へ の 参 加	4,109,516
相 談 指 導 件 数	総 数	15,579,451
	家 族 の 問 題	1,023,680
	住 居 の 問 題	590,984
	健 康 の 問 題	3,651,019
	仕 事 の 問 題	707,151
	事 故 ・ 災 害	188,836
	生 活 費 の 問 題	1,569,989
	年 金 ・ 保 険 の 問 題	738,039
生 活 環 境 の 問 題	888,631	
そ の 他	6,221,122	

資料：厚生省統計情報部「社会福祉行政業務報告」

## 各論

### 第4編 社会福祉の増進

#### 第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

##### 第3節 民間社会福祉活動

#### 3 社会福祉協議会

---

社会福祉協議会は、全国の市区町村、都道府県、中央の各段階で組織されている。社会福祉協議会は、地域住民が主体となって、公私の社会福祉事業関係者の協力の下に、その地域社会における社会福祉活動の相互連絡、総合調整や組織化、効率化を促進することによって、住民の福祉を増進することを目的とする民間の自主的な組織である。最近では、福祉センターの受託経営、家庭奉仕員派遣事業、老人に対する給食サービス等、地域の実情に応じて様々な活動を推進しており、地域福祉の中心的役割を果たすことが期待されている。

国においても、こうした社会福祉協議会の活動の充実に資するため、38年度から専任職員について、その一部を補助しており、56年度現在、その数は全国社会福祉協議会10人、都道府県社会福祉協議会364人、市区町村社会福祉協議会1,931人である。

---

## 各論

### 第4編 社会福祉の増進

#### 第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

##### 第3節 民間社会福祉活動

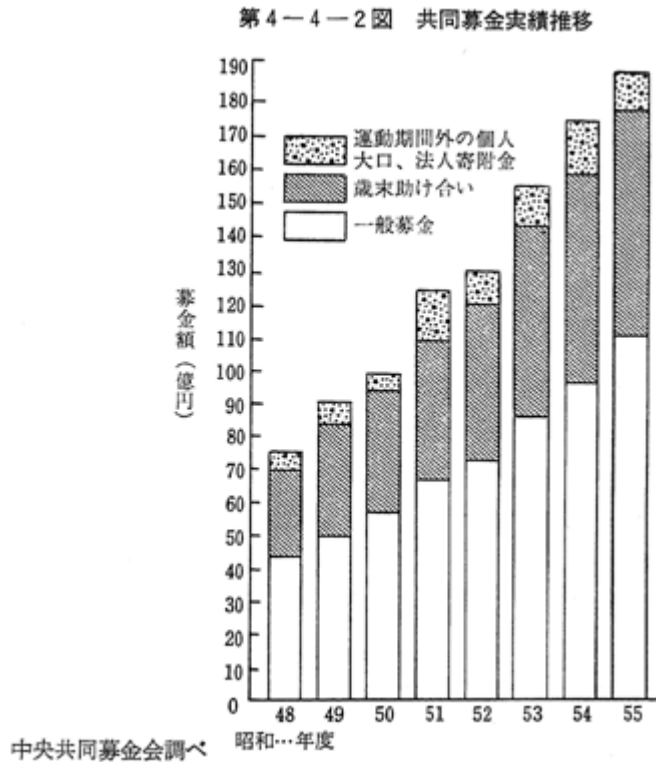
#### 4 共同募金

共同募金は、国民一人一人の自発的な助け合いの精神を基礎として民間社会福祉事業の財源を得るために行われる国民運動である。

共同募金運動は、各都道府県に組織された共同募金会が、ボランティアの協力を得て実施する。募金活動は、毎年10月から12月の間に行われ、特に12月は歳末たすけあい運動として行われている。

募金額は年々増加しており(第4-4-2図)、55年度の募金総額は約177億7,130万円で期間外寄附金9億7,237万円を加えると187億4,367万円となっている。また、一般募金の募金方法の内訳は、戸別募金が70.6%、法人募金が16.2%、街頭募金が4.0%、学校、職域募金が6.4%、その他2.8%であった。

第4-4-2図 共同募金実績推移



募金は、社会福祉施設への配分、市町村社協等地域への配分が主となっている(第4-4-8表)。

第4-4-8表 一般募金の配分内訳

第4-4-8表 一般基金の配分内訳(55年)

(単位:100万円,%)

配分総額	施設配分	地域配分	団体配分	その他
9,587	2,707	5,820	887	174
100.0	28.2	60.7	9.3	1.8

中央共同募金会調べ



## 各論

### 第4編 社会福祉の増進

#### 第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

##### 第3節 民間社会福祉活動

#### 5 ボランティアセンター

---

ボランティアセンターは、地域住民の社会福祉に関する理解と関心を深め、ボランティア活動への参加の促進、そのための便宜供与、連絡調整等を行い、社会福祉の増進に資することを目的として、主に社会福祉協議会に設置されている。

この事業の振興を図るため、48年度から、都道府県・指定都市、50年度からは市町村ボランティアセンターに対する助成を行っているほか、52年度からは、全国社会福祉協議会の設置する全国ボランティア活動振興センターに対しても運営費の助成を行っている。

ボランティアセンターの活動は、ボランティア活動に関する開発普及、情報提供、調査研究及び連絡調整やボランティア団体の育成援助を図るための研修会、機材の貸与等広範囲にわたっており、56年度においては、国、都道府県、指定都市のほか、市区町村に473か所設置されている。

また、次代を担う児童、生徒がボランティア活動を行うことによって、社会福祉に関する知識、理解を深めることが大切であるため、都道府県、指定都市ボランティアセンターが52年度から「学童生徒のボランティア活動普及事業」を行っている。

近年、ボランティア活動の育成、開発に対する社会的要請がますます高まっており、その要請にこたえるためにボランティアセンターの組織、機能の体系的整備を図っていく必要がある。

---

## 各論

### 第4編 社会福祉の増進

#### 第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

##### 第4節 低所得者対策

#### 1 世帯更生資金貸付制度

世帯更生資金貸付制度は、低所得世帯及び身体障害者世帯に対して、生業費、住宅改修費、医療費等を低利(年3%)で貸し付けるとともに、必要な援助指導を行い、その世帯の経済的自立と生活意欲の助長を図り、安定した生活を営めるようにすることを目的とするものである。

この制度は、必要とする資金を単に貸し付けるだけでなく、貸付けと併せて、民生委員が、借受世帯に対して、その独立自活に必要な生活面での個別的な指導を行うという点が特色となっている。

貸付業務の実施主体は、都道府県社会福祉協議会であり貸付けに要する資金は全額を都道府県が補助し、国は都道府県が補助した費用の3分の2を都道府県に対して補助することになっている。貸付けに要する原資は年々累積し、55年度末においては、その累計額(貸付け原資枠)は540億4千万円となっている。

貸付資金の種類は第4-4-9表のとおりであり、制度の内容についても、社会経済情勢に即して充実を図る趣旨から、毎年度その貸付限度額等の改善が行われている。56年度においても、諸物価の上昇及び申込の実例等を勘案して、貸付限度額について、身体障害者更生資金生業費の一般貸付分を700,000円から800,000円に、特別貸付分を1,600,000円から2,000,000円に大幅に引き上げたほか、更生資金、生活資金、福祉資金、住宅資金、修学資金、災害援護資金についても、それぞれ所要の改善を行った。

第4-4-9表 世帯更生資金貸付条件一覧表

第4-4-9表 世帯更生資金貸付条件一覧表(56年度)

資金の種類		貸付限度	据置期間	償還期限	備考
更生資金	生業費	円以内 800,000	以内 1年	以内 7年	貸付限度 特に必要と認められる 場合 1,600,000円以内
	支度費	65,000	6月	6年	貸付限度 特に必要と認められる 場合 110,000円以内 貸付期間 3年以内
	技能習得費	月12,000			
身体障害者 更生資金	生業費	800,000	1年	9年	貸付限度 特に必要と認められる 場合 2,000,000円以内
	支度費	65,000	6月	8年	貸付限度 特に必要と認められる 場合 110,000円以内 貸付期間 3年以内
	技能習得費	月12,000	1年		
生活資金		月44,000	6月	5年	貸付限度 特に必要と認められる 場合 月67,000円以内 貸付期間 技能習得費又は療養資 金借受中
福祉資金		140,000	6月	3年	貸付限度 出産費 65,000円以内 転宅費 60,000円以内 葬祭費 97,000円以内
住宅資金		850,000	6月	6年	貸付限度 災害により特に必要な 場合 1,200,000円以内
修学資金	修学費	高校(専修学校 高等課程) 月18,000 高専 月19,000 短大(専修学校 専門課程) 月26,000 大学 月27,000	6月	20年	貸付限度 特に必要と認められる 場合 高校 月 20,000円以内 高専 月 21,000 〃 短大 月 28,000 〃 大学 月 29,000 〃
	就学支度費	65,000			高 校 { 自宅通学31,000円以内 (専修学校 高等課程) 専 大 { 自宅外〃42,000 〃 高 短 { 自宅通学42,000 〃 (専修学校 専門課程) 大 学 { 自宅外〃65,000 〃
療養資金		150,000	6月	5年	貸付限度 特に必要と認められる 場合 200,000円以内
災害援護資金		600,000	1年	7年	

厚生省社会局調べ

(注) 貸付利率は年3%。ただし、据置期間中及び修学資金は無利子。

貸付けの状況は第4-4-10表のとおりであり、55年度まで(見込み)の累計は1,452億4千万円延べ貸付件数は、74万5千件に達している。

第4-4-10表 世帯更生資金貸付決定状況

第4-4-10表 世帯更生資金貸付決定状況

(単位: 件, 100万円)

	55年度(見込み)		累 計(見込み)	
	件 数	金 額	件 数	金 額
総 数	36,850	17,746	744,940	145,240
更 生 資 金	6,667	4,758	243,242	45,417
身体障害者更生資金	4,648	3,609	79,954	28,241
生 活 資 金	639	242	13,634	1,433
福 祉 資 金	7,314	1,283	14,320	1,954
住 宅 資 金	7,104	4,547	150,675	44,848
修 学 資 金	8,751	2,874	91,779	11,194
探 養 資 金	1,025	161	106,487	6,390
災 害 援 護 資 金	702	272	44,849	5,763

厚生省社会局調べ

また,償還の状況は第4-4-11表のとおりであり,償還済額の比率は55年度末(見込み)においては,94.0%となっている。

第4-4-11表 世帯更生資金年度別償還状況

第4-4-11表 世帯更生資金年度別償還状況

(単位: 100万円, %)

年 度 末	償 還 計 画 額		償 還 済 額		償 還 率
	年 度 別	累 計	年 度 別	累 計	
47	4,775	30,418	4,494	27,376	90.0
48	5,376	35,794	5,088	32,464	90.7
49	6,001	41,795	5,677	38,141	91.3
50	6,589	48,384	6,327	44,468	91.9
51	7,304	55,688	7,266	51,734	92.9
52	8,480	64,168	8,134	59,868	93.3
53	9,434	73,602	8,802	68,670	93.3
54	10,540	84,142	9,918	78,588	93.4
55(見込み)	12,150	96,292	11,926	90,514	94.0

厚生省社会局調べ

この制度の今後の課題としては,社会経済情勢及び国民生活の実態の変遷と低所得世帯等の需要に応じた貸付条件を維持することが挙げられる。

各論

第4編 社会福祉の増進

第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

第4節 低所得者対策

2 授産施設

授産施設は、労働能力の比較的低い低所得階層等に対し、就労の機会を与え、又は技能を修得させて、その保護と自立更生を図る施設である。

授産施設には、生活保護法による授産施設(保護授産施設)と社会福祉事業法による授産施設(社会事業授産施設)とがあり、また、稼働能力がありながら授産施設に通うことが困難な事情にある人々のために、家庭においても簡単な作業ができる家庭授産施設を、前述の授産施設に併設できることとなっている。授産の作業種目は、縫製、印刷、クリーニング、電気部品組立等多岐にわたっている。授産施設の現況は、第4-4-12表のとおりで、55年10月1日現在においては、施設授産221か所、うち家庭授産を併設しているもの59か所、利用者は施設授産8,238人、家庭授産1,953人、合計1万191人となっている。

第4-4-12表 授産施設の現況

第4-4-12表 授産施設の現況(55年10月1日現在)

(単位:か所,人)

	施設授産		家庭授産	
	施設数	利用者数	施設数	利用者数
総数	221	8,238	59	1,953
保護授産施設	76	3,158	18	741
社会事業授産施設	145	5,080	41	1,212

資料:厚生省統計情報部「社会福祉施設調査」

授産事業は、近年、経済情勢を反映し、受注量が一定せず停滞ぎみである。

授産事業の今後の課題としては、一般労働市場の就業になじみにくい者又は就労する意欲はありながら民間事業所等に通うことのできない者に対して、それぞれの能力に応じた就労の場なり、作業内容等を積極的に取り入れていくこと及び受注量を増大させることの必要性が考えられる。

各論

第4編 社会福祉の増進

第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

第4節 低所得者対策

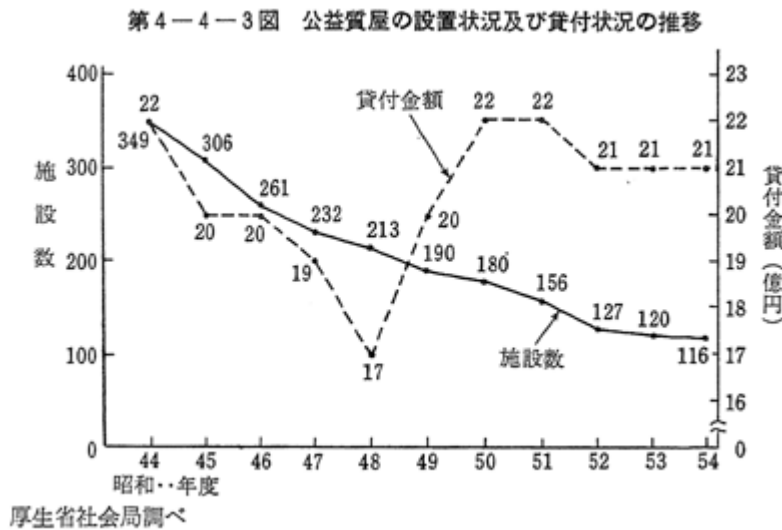
3 公益質屋

公益質屋は、市町村(特別区を含む。)又は社会福祉法人が設置経営している低所得者に対する簡易にして迅速な庶民金融機関である。

公益質屋は、民営質屋と比較すると、利率、流質期限、その他で質置主本位の制度となっている。

公益質屋の設置状況及び貸付状況は第4-4-3図のとおりで、施設数は年々減少の傾向にあるが、貸付金額は、49年度から、ほぼ横ばいの状況にある。

第4-4-3図 公益質屋の設置状況及び貸付状況の推移



施設数の減少原因は、国民所得水準の向上、社会保障諸施策の充実、小口資金貸付制度の発達、信用販売制度の普及等が考えられる。一方施設数の減少にもかかわらず貸付金額がほぼ横ばいの状況にあるのは、急激な経済情勢の変動が影響したものと考えられる。

54年度の貸付件数は、11万8,880件(うち給与生活者50.3%,その他の被用者8.0%,商工業者14.6%,農林漁業者0.9%,その他26.2%),貸付総額は約21億円であり、現在においても相当数の利用者があることは、なお公益質屋の存在意義があることを示すものであり、住民に対する制度内容の周知徹底を図ること、社会情勢等に応じた制度の運用及び地域の実情に即した利用者のための適切な配慮が必要である。

厚生白書(昭和56年版)

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

各論

第4編 社会福祉の増進

第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

第5節 消費生活協同組合

消費生活協同組合は、一定の地域又は職域において、消費者自らがその生活の文化的、経済的改善向上を図るため自発的に組織する協同組織体である。

組合が行う事業には、(1)食料品、衣料品、家具、じゅう器等の生活必需品の供給事業、(2)食堂、病院等の協同施設の利用事業、(3)火災共済、生命共済、自動車共済等の共済事業、(4)教育、文化事業等がある。

組合数は、連合会を含めて、1,338(55年3月末現在)であり(第4-4-13表)、組合員数(各組合重複を含む)は、2,144万人である。

第4-4-13表 消費生活協同組合の事業種類別組合数

第4-4-13表 消費生活協同組合の事業種類別組合数

		総数	供給	利用	共済	供給・ 利用	供給・ 共済	利用・ 共済	供給・ 利用・ 共済
53	総数	1,286	692	171	72	322	5	9	15
年	地域	670	360	169	55	71	2	8	5
度	職域	616	332	2	17	251	3	1	10
54	総数	1,276	679	176	70	321	4	12	14
年	地域	668	358	172	52	69	—	11	6
度	職域	608	321	4	18	252	4	1	8

厚生省社会局調べ、(注)連合会を除く

54年度における事業活動の状況をみると、供給事業の供給高は、9,519億円で、そのうち食料品が57.0%を占めている。

共済事業は、共済加入者2,537万人、共済契約高98兆円で、共済金の最高限度額は、生命共済1,500万円、火災共済3,000万円、自動車共済の対人賠償8,000万円である。

また、組合は、年金福祉事業団の融資及び日本勤労者住宅協会の委託等による住宅事業を行っており、54年度には、分譲住宅6,071戸を建設しているほか賃貸住宅も建設している。

なお、年金福祉事業団の組合に対する融資は、住宅のほか療養施設及び厚生福祉施設についても融資が行われており、36年度から54年度までの融資総額は、1,863億円に上っている。

組合に対する助成策としては、消費生活協同組合資金の貸付に関する法律(28年法律第13号)に基づいて組合の協同施設等の設備資金が貸し付けられており、56年度は1億500万円(55年度1億円)が貸し付けられることとなっている。

そのほか、日本開発銀行、国民金融公庫、中小企業金融公庫等政府関係機関による融資の活用が図られている。



近年,消費生活協同組合は,消費者保護の推進と物価安定に寄与するものとして注目されているので,その健全な発展が望まれているところである。

---

---

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

各論

第4編 社会福祉の増進

第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

第6節 その他の福祉対策

1 災害救助

災害救助法は、一定規模以上の災害が発生した場合、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的としており、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に応急救助を実施するものである。

55年度に発生した災害にかかる災害救助法の適用状況は、第4-4-14表のとおりであるが、中でも1月の豪雪による被害は甚大であった。55年度における被害状況及び救助費用は第4-4-15表のとおりである。

第4-4-14表 災害救助法の適用状況

第4-4-14表 災害救助法の適用状況(55年度)

	適用市(区)町村			
	総数	市(区)	町	村
総数	60	15	29	16
豪雪	41	7	19	15
集中豪雨	17	7	9	1
ガス爆発	1	1	0	0
地すべり	1	0	1	0

厚生省社会局調べ

第4-4-15表 災害の被害状況及び救助費用

第4-4-15表 災害の被害状況及び救助費用(55年度)

	都道府県名	人的被害(人)				住宅被害(世帯)					救助費用 (1,000円)	国庫補助額 (1,000円)
		総数	死亡	行方不明	負傷者	総数	全壊	半壊	床上浸水	床下浸水		
5月集中豪雨 ガス爆発(8月)	高知県 静岡県	238	15		223	412		1	152	259	1,467	733
8月集中豪雨	北海道、福岡県 佐賀県、熊本県	22	4		18	6	6				10,896	5,448
地すべり(8月)	大分県					31,097	72	66	9,478	21,481	69,000	34,500
豪雪(1月)	新潟県、福井県 長野県	57	21		36	5	5				3,163	1,582
計		317	40		277	95	29	4	14	48	124,539	62,270
						31,615	112	71	9,644	21,788	209,065	104,533

厚生省社会局調べ

災害救助法が適用された災害については、都道府県知事は、現に救助を必要とする者に対して、(1)收容施設の供与、(2)炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給、(3)被服、寝具その他生活必需品の給与、(4)医療及び助産、(5)災害にかかった者の救出、(6)災害にかかった住宅の応急修理、(7)学用品の給与等の救助を行っている。

国は、都道府県の救助に要した費用の合計額が100万円以上となる場合に、その合計額と当該都道府県のその年度の標準税収入見込額との割合に応じ100分の50から100分の90までの負担をすることになっている。

55年度においては、都道府県が救助に要した費用の総額は2億907万円、国庫負担所要額は1億453万円であった。

なお、前述の救助の程度、方法及び救助の期間並びに実費弁償の国の基準は、災害救助の趣旨等からみて、諸物価の動向、その他の事情を考慮し、実態に即するよう毎年改定されており、56年度においても改善が図られたところである。このうち、救助の程度、方法及び期間について主な改善内容は、(1)避難所の設置費用を100人1日当たり8,500円から9,500円に引き上げたこと、(2)応急仮設住宅の1戸当たりの設置費用を83万9,000円から90万1,000円に引き上げたこと、(3)炊き出しその他による食品の給与を実施するため

厚生白書(昭和56年版)

支出できる費用を1人1日当たり590円から640円に引き上げたこと,(4)住家が全壊した世帯に対し被服,寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用を4人世帯で1世帯夏季2万5,100円から2万7,100円,冬季3万8,400円から4万1,400円に引き上げたこと。(5)住宅の応急修理のため支出できる費用を1世帯当たり17万8,700円から19万1,800円に引き上げたことなどである。

---

---

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

## 各論

### 第4編 社会福祉の増進

#### 第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

##### 第6節 その他の福祉対策

#### 2 災害弔慰金及び災害援護貸付金

本制度は、「災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律」(48年法律第82号)に基づき、災害弔慰金の支給と災害援護資金の貸付けを行うこととしており、その概要は次のとおりである。

災害弔慰金は、自然災害により死亡した者の遺族に対して、市町村(特別区を含む。以下同じ。)が死亡者1人当たり300万円以内(昭和56年4月法律第22号により200万円から300万円に引上げ。)を支給することができ、その費用の負担は、国が2分の1、都道府県及び市町村が4分の1となっている。

災害援護資金の貸付けは、災害弔慰金と同様、自然災害により住居又は家財に損害を受けた世帯の世帯主及び1か月以上の負傷を受けた世帯主に対し、180万円(昭和56年4月政令第121号により130万円から180万円に引上げ。)を限度として、市町村が貸付けを行うことができるものである。貸付期間は10年で、据置期間(無利子)3年、貸付利率年3%となっており、この貸付けに必要な財源は国が3分の2、都道府県、指定都市が3分の1を負担することとなっている。

なお、55年度に発生した災害で本法を利用したのは、災害弔慰金の支給については、129件、1億8,000万円の所要額に対し9,000万円の国庫補助を行い、また、災害援護資金の貸付けについては、738件、3億2,016万円の所要額に対し2億1,344万円の国庫貸付けを行った。

## 各論

## 第4編 社会福祉の増進

## 第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

## 第6節 その他の福祉対策

## 3 婦人保護事業

売春防止法による要保護女子(性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある女子)の保護更生に関する業務は、婦人相談所、婦人相談員及び婦人保護施設などが中心となって実施している。

婦人相談所は、各都道府県に1か所ずつ設置されており、相談、調査、判定、指導や要保護女子を短期間保護する一時保護等を行っている。

婦人相談員は、婦人相談所や市の設置する福祉事務所等に475人設置されており、要保護女子の発見、相談、指導等の業務を行っている。

婦人相談所及び婦人相談員が取り扱った相談受付件数は、第4-4-16表のとおりここ5年間の傾向としては、微減ないし横ばい状況である。

第4-4-16表 婦人相談所及び婦人相談員の年度別受付件数

年 度	51	52	53	54	55
婦 人 相 談 所	14,464	14,048	14,179	15,253	15,123
婦 人 相 談 員	54,166	55,833	54,964	53,033	51,083

資料：厚生省統計情報部「社会福祉行政業務報告」

都道府県、市又は社会福祉法人が設置している婦人保護施設(全国58か所)は、要保護女子を収容し、社会復帰に必要な生活指導、職業指導を行っている。

最近の売春の態様はトルコ風呂、暴力団等との結びつきなど多様化、潜在化の傾向にあり、要保護女子のは握等に困難をきたし、また、要保護女子の転落要因も、かつては経済的理由が主たるものであったが、最近は本人自身にかかわる要因、すなわち性格、知能面で社会適応能力が低いためなどに変化してきており、とくに性に対する国民の意識の変化もあって、安易に売春に走る事例が増加している。売春に関する諸問題は、社会、教育、公衆衛生等あらゆる面に結び付いており、これらの問題の処理に当たる婦人相談所、婦人相談員等実施機関の業務は極めて複雑であり、多方面にわたるが、今後の婦人保護事業の運営に当たっては、社会福祉、公衆衛生、法務、警察等関係機関との有機的な連携を保ちつつ、多角的かつ幅広い転落防止活動の積極的な推進が強く望まれるところである(第4-4-17表)。

第4-4-17表 相談経路別受付状況

第4-4-17表 相談経路別受付状況

年度	総数	本人自身	警察関係	法務関係	福 社		その他
					事	務所	
婦人相談所	54	15,253	8,589	552	797	2,124	3,191
	55	15,123	8,581	463	758	2,226	3,095
婦人相談員	54	53,033	36,234	647	528	4,997	10,627
	55	51,083	34,727	589	455	4,688	10,624

資料：厚生省統計情報部「社会福祉行政業務報告」

各論

第4編 社会福祉の増進

第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

第6節 その他の福祉対策

4 同和対策事業

同和対策対象地域は、50年総理府を中心とした全国同和地区調査によれば、全国で4,374地区112万人で、46年の同調査に比べ402地区、7万人の増となっている。地域別にみると、主に近畿、中国地方等の西日本に多いのが特徴である。各般の同和対策事業の実施により、逐次改善がなされているものの、これらの地区の生活水準は総体的に低く、また一部の地区の生活環境は依然として劣悪な状態に置かれている。

厚生省においては、28年度から隣保館の設置をはじめ、その対策に着手し、逐年施策の拡充を図っているが、特に40年8月の同和対策審議会の答申及び「同和対策事業特別措置法(44年法律第60号)」の趣旨に基づき、地区道路下水排水路等の整備による生活環境の改善、隣保館建設等による隣保事業の充実、保育所、児童館の整備等の社会福祉の向上及び巡回保健相談、トラホーム予防事業等の保健衛生の増進など施策の計画的な推進に努めている。

同和対策事業として28年度以降55年度までに市町村に国庫補助を行った施設整備事業の施設の種類及び実績は 第4-4-18表のとおりである。

第4-4-18表 同和対策事業施設設置状況

第4-4-18表 同和対策事業施設設置状況				54年度末	55年度実施分
隣	保	館		861	51
共	同	浴	場	277	8
共	同	作	業	217	7
下	水	排	水	3,327	532
地	区	道	路	13,328	2,114
共	同	井	戸	1,781	212
		計		19,791	2,924

厚生省社会局調べ

なお、同和対策事業特別措置法は、54年3月31日までの時限立法として制定されたが、第85回国会において、同法の一部改正により、57年3月31日までの3年間の期限延長が図られた。

同和問題は、我が国の重大な社会問題であり、その解決はまさに国民的課題である。したがって広く一般国民の理解と認識に併せて、国及び地方公共団体の施策が有機的、総合的に実施されることが必要である。

各論

第4編 社会福祉の増進

第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

第6節 その他の福祉対策

5 不良環境地区改善事業

同和地区のほかウタリ集落(北海道)産炭地等においても,積極的な環境改善事業が必要である。

厚生省においては,これらの地域に対して36年度から不良環境地区改善施設の整備を行っているが,施設の種類及びその実績は 第4-4-19表のとおりである。また,これら環境整備事業の外ウタリ集落地区を対象に,各種相談事業等生活改善のための生活館運営費に対する助成,更には保健福祉推進のための巡回保健相談事業費及び保育の充実のためのウタリ特別保育事業費を計上し,当該地区の生活改善,福祉向上等の推進に努めている。

第4-4-19表 不良環境地区改善施設設置状況

第 4 - 4 - 19 表 不良環境地区改善施設設置状況

	54 年 度 末	55 年 度 実 施 分
生 活 館	391	12
共 同 浴 場	18	0
共 同 作 業 場	60	0
下 水 排 水 路	344	33
地 区 道 路	147	22
共 同 井 戸 そ の 他	81	13
計	1,041	80

厚生省社会局調べ